

令和2年度1月補正予算2（知事専決処分）の概要

【補正規模】

- ・ 現計予算額（1/11専決後） (単位：百万円) 1,087,939 (①)
- ・ 今回補正予算額 13,312 (②)

1月補正2後予算額(①+②) **1,101,251**

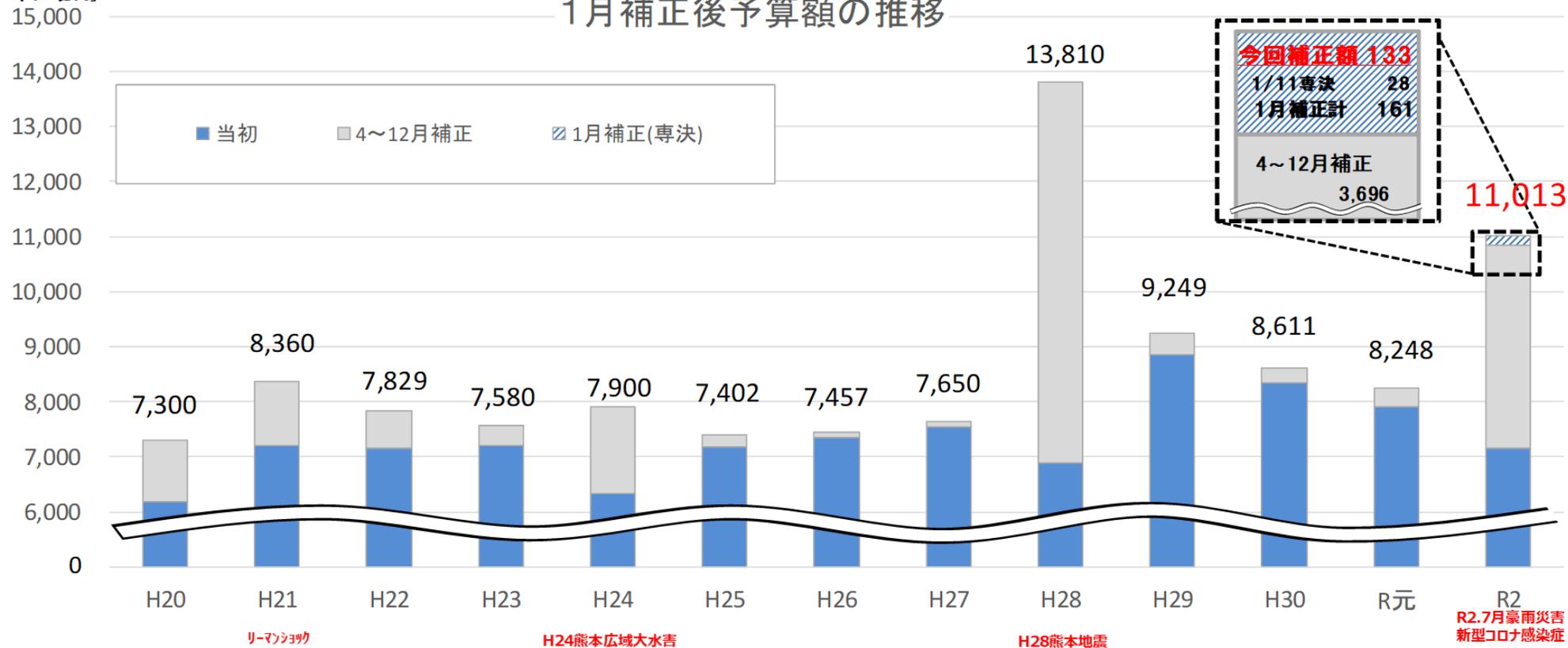
(補正額の財源内訳)

国庫支出金(※) 13,412 諸収入 ▲101
 ※全額コロナ臨時交付金

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計が合わないことがある

「単位：億円」

1月補正後予算額の推移



令和2年度1月補正2（知事専決処分）後の予算の全体像

R2当初予算額 7,155億円	+	12月補正までの 補正額 3,696億円	+	1月補正(専決)額 161億円 うち今回補正額 133億円	=	総額 1兆1,013億円
---------------------------	---	-----------------------------------	---	--	---	------------------------

<新型コロナウイルス感染症関係(累計1,619億円)>

<令和2年7月豪雨関係(累計1,453億円)> 令和2年度 (単位:百万円)

	補正予算額	
		一般財源(※1)
2月補正2(2/28専決)	2,504	4
3月補正1(3/9専決)	2,527	27
3月補正2(3/18専決)	533	35
3月補正3(3/25専決)	243	97
計	5,808	164

	補正予算額	
		一般財源(※1)
4月補正	23,570	807
5月補正1(5/1専決)	6,956	▲ 230
5月補正2(5/20専決)	9,127	9
6月補正	6,680	▲ 514
6月補正(追号)	31,219	▲ 0
7月補正1(7/2専決)	3,127	-
8月補正1	35,511	252
8月補正2(8/21専決)	(※2) 551	-
9月補正	13,344	8
11月補正	7,796	174
12月補正1(12/18専決)	222	-
12月補正2(12/29専決)	1,894	-
1月補正1(1/11専決)	2,803	-
1月補正2(1/15専決)	13,312	-
計	156,111	505

	補正予算額	
		一般財源(※1)
7月補正2(7/21専決)	29,050	6,775
8月補正1	8,682	22
8月補正2(8/21専決)	91,741	1,177
9月補正	3,000	3,000
10月補正(10/28専決)	799	169
11月補正	12,037	281
計	145,310	11,425

<その他(骨格・肉付け等)(累計8,004億円)>

	予算額	
		一般財源(※1)
当初予算(骨格予算)	715,510	7,870
肉付け予算	82,912	13,788
うち6月補正	11,572	3,633
うち9月補正	71,339	10,155
11月補正(※3)	1,959	1,614
計	800,381	23,271

	補正予算額	
		一般財源(※1)
累計	161,919	668

- ※1 一般財源の額は財政調整用4基金及び繰越金の活用額を記載
 ※2 全額が、令和2年7月豪雨関係分と重複
 ※3 台風災害対応分(284百万円)及び熊本地震関連分(3百万円)含む

営業時間短縮要請に伴う事業者支援

【新型コロナウイルス感染症への対応】

予算額133億12百万円（－）

営業時間短縮要請協力金事業 [商工政策課]

- 県は、独自の緊急事態宣言発令に伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、県全域の午後8時以降も設備を設けて客に飲食をさせる飲食店等に対し、**1月18日(月)から2月7日(日)までの全期間、営業時間を午後8時まで短縮することを要請**
- 営業時間短縮の要請に全面的に応じていただいた者に対して、**84万円の協力金を支給**

《これまでの要請内容及び協力金》

- 1 内容：
営業時間を**午後10時まで**に短縮すること
- 2 対象者：
酒類を提供する飲食店、接待を伴う飲食店を午後10時以降も営業する者
※午後10時以降の宅配サービス又はテイクアウトサービスの提供は可（キャバクラ、ホストクラブなど接待を伴う飲食店やバー、居酒屋に加え、酒類を提供する一般的な飲食店や酒類を提供するカラオケ店）
- 3 区域：熊本市中央区通町筋、桜町周辺地区
- 4 期間：12月30日(水)～1月24日(日)(26日間)
⇒(変更)12月30日(水)～1月17日(日)(19日間)に短縮
- 5 協力金：
第1回 52万円
第2回 52万円 ⇒ (変更)24万円



《県独自の緊急事態宣言に伴う要請内容及び協力金》

- 1 内容：
営業時間を**午後8時まで**に短縮すること(酒類の提供は**午後7時まで**)
- 2 対象者：
設備を設けて客に飲食をさせる飲食店、喫茶店で午後8時以降も営業する者
ただし、宿泊を目的とした利用者が相当程度見込まれる施設(ネットカフェ、マンガ喫茶等)を除く
※午後8時以降の宅配サービス又はテイクアウトサービスの提供は可（キャバクラ、ホストクラブなど接待を伴う飲食店やバー、居酒屋に加え、一般的な飲食店や飲食をさせるカラオケ店）
- 3 区域：熊本県全域
- 4 期間：
1月18日(月)～2月7日(日)(21日間)
- 5 協力金：
第3回 84万円

- 1 コールセンター：096-333-2828
・16日(土)、17日(日)⇒ 9:00～17:00
・平日 ⇒ 9:00～17:00
・18日(月)以降の土日祝日 ⇒ 休み
- 2 申請期間：2月8日(月)～3月12日(金)

※県独自の緊急事態宣言に伴い増額補正

(12月29日専決分18億94百万円 1月11日専決分18億84百万円 合計170億90百万円)

※国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の「協力要請推進枠」を活用しつつ、事業を実施 (協力金(第3回)負担割合：国8/10、県2/10(コロナ臨時交付金))

時短要請(酒類を提供する飲食店等、午後10時まで)

熊本市
中心部

12月30日

52万円

1月11日

52万円⇒24万円

1月17日

1月24日

県全域
(熊本市中心部含む)

県独自の緊急事態宣言に伴う時短要請(飲食店等、午後8時まで)

1月18日

84万円

2月7日

※ポイント

- ・これまでの時短要請に係る期間の終期を1月24日から1月17日に前倒し。それに伴い、協力金額を52万円から24万円に引き下げ。
- ・1月18日からの時短要請に係る協力金(第3回)の対象は、熊本市中心部を含む県全域の午後8時以降も営業している飲食店等。交付要件として、午後8時までの時短要請に全期間応じていただくことが必要。